

平成 28 年 度

八幡浜市教育委員会教育基本方針

こよなく八幡浜を愛し、国家及び社会の有為な形成者として、個性豊かで創造力に富み、社会の変化に対応する市民の育成を期する。

- 1 知性と創造性に富む豊かな人間性を育てる。
- 2 思いやりの心を育て、人権意識の確立を図る。
- 3 健康でたくましい体づくりに努める。
- 4 伝統と文化を尊重し、郷土愛を育てる。
- 5 国際化・情報化・少子高齢社会に対応する能力を培う。

平成28年度 学校教育の目標・努力点

1 学校教育の目標：「豊かな人間性を育てる教育」

「生きる力」を身に付けた児童生徒の育成を目指して、知・徳・体の調和を図り、地域に根ざした創意ある教育を推進する。

2 努力点

(1) 特色ある学校

児童生徒や家庭・地域の実態等を十分に踏まえ、学校の教育目標を明確にするとともに、学校評価システムの充実を図り、活力と潤いのある学校づくりに努める。

(2) 現職教育

校内研修の充実に努め、実践的指導力の向上と人間的魅力に富む教育専門職としての資質・能力の向上を図る。また、学習指導要領のねらいを実現する指導体制の確立に努める。

(3) 教科指導

「確かな学力」の定着と向上を目指して基礎・基本を徹底し、自ら学び、自ら考える力を育てるための学習指導や評価の改善・充実を図る。また、言語環境を整えるとともに、言語活動の充実を図る。

(4) 道徳教育

教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、道徳の時間の充実や家庭・地域社会との連携を図りながら、豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性を養う。

(5) 外国語活動（小学校）

外国語を通じて、言語や文化について体験的理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。また、中学校との円滑な接続ができるよう連携に努める。

(6) 総合的な学習の時間

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、学び方やものの考え方を身に付けるとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力や態度を育てる。

(7) 特別活動

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

(8) 生徒指導

温かい人間関係の中で児童生徒理解に努め、一人一人の自己実現を目指すとともに、規範意識を高め、いじめ問題の解決、不登校やネットトラブル等の対応において、家庭・地域社会及び関係機関との連携を密にした地域ぐるみの積極的な生徒指導を推進する。

(9) 人権・同和教育

自他の大切さを認め合い、実践的な行動力を身に付ける教育の充実に努める。また、家庭や地域社会と連携し、地域ぐるみの人権・同和教育を推進する。

(10) キャリア教育・進路指導

児童生徒が自分自身の適性に気付き、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することのできる能力を育てる。また、キャリア教育の視点に立ち、全教育活動を通して望ましい勤労観・職業観を育てる。

(11) 特別支援教育

一人一人の障がいの状態や発達特性、学習上の困難等を把握するとともに、保護者及び関係機関等と連携協力し、個別の教育支援計画や指導計画を作成・活用し、温かい人間関係の中で、適切な指導と支援の充実に努める。

(12) 健康・安全教育

保健教育、安全教育、防災教育、食育等に関する指導の充実に図り、健康で安全な生活の習慣化に努める。また、安全・安心な学校づくりに努めるとともに、生涯スポーツの趣旨を生かし、心身を鍛えようとする意欲や態度を育てる。

(13) 情報教育

コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段について、発達段階に応じた適切に活用できるようにするとともに、家庭・地域・関係機関と連携し、情報モラルの育成・向上に努める。また、ICTを活用した授業改善に積極的に取り組む。

(14) 環境教育

児童生徒が自然や生活に関わる体験活動を通して、環境問題への興味・関心、理解を深め、よりよい環境づくりに主体的に取り組む意欲や態度を育てる。

(15) 幼（保）・小・中の連携

幼（保）・小・中のブロック別研究推進体制を生かしながら、交流・連携を密にするとともに、校種間の適切な接続に努める。

(16) 家庭・地域社会との連携

学校・ブロック・市の「三層の情報環流方式」による情報交換を密にし、いじめ問題や不登校の対応に努めるとともに、児童虐待等の問題解決を含めた児童生徒の健全育成に取り組む。また、家庭・地域社会の教育力を活用し、開かれた学校づくりに努める。

平成28年度 重点施策（学校教育課）

児童生徒の健全育成を目指して、知・徳・体の調和を図り、地域に根ざした創意ある教育を推進するとともに児童、生徒が安全で安心できる教育環境の整備を第一に考え、ハード及びソフト両面での整備充実を図る、また適正な学校規模や配置について新たな指針を出す時期にきている。このため、平成28年度は下記の事項を重点施策として取り組む。

1 学校再編整備の推進

平成24年度より学校再編整備実施計画に基づき学校統合を進めており、これまでに長谷小学校と千丈小学校、舌田小学校と神山小学校、日土東小学校と日土小学校、川之内小学校と千丈小学校がそれぞれ統合を終え、松蔭幼稚園も平成26年3月末に閉園した。

さらに、平成29年度から、保内中学校と青石中学校、双岩中学校と八代中学校の統合が決定している。真穴中学校では地域代表者等と協議を行ってきたが平成29年度からの統合については見送ることが決定された。

今後、現在策定済みの実施計画での小規模校の統廃合協議を再度進めることはもちろん、教育委員会として、今後の八幡浜市の長期的視点に立った小中学校の再編について検討委員会を立ち上げ早期に計画策定することが求められている。

2 円滑な統合のための取組

平成29年度から、保内中学校と青石中学校、双岩中学校と八代中学校となることから円滑に統合するため種々の取り組みを行う。

① 閉校記念式典等

平成29年度から、保内中学校と青石中学校が統合することに伴い、閉校記念式典補助(2校分)、統合後の受け入れに必要となる施設の環境を整備する。双岩中学校と八代中学校の統合についても閉校記念事業等を予算化する。

② 保内中学校施設改修工事

自転車通学生の増加に対応するために駐輪場(40m)の整備のほか、体育館ステージにバトン、スクリーン、照明等を整備する。

③ スクールバス購入等

保内中・青石中統合に伴う日土地区生徒の送迎及び日土小学校児童の送迎を2路線で対応するため、バス2台を購入する。

双岩中・八代中統合に対しても双岩地区からの通学に対し、釜倉、中津川方面の2路線で送迎するため、バスの購入やスクールタクシーで支援していく。

④ 体操服支給

保内・青石中統合に伴い変更となる体操服を1着ずつ支給する。

双岩・八代中統合に伴い双岩中学校の生徒に対し体操服を1着ずつ支給する。

3 学校施設の耐震化及び大規模改修の推進

早期に学校統合計画との整合性を図りながら計画的に耐震化を進めていく必要があり、引き続き耐震化及び大規模改修を進めて行きたい。

平成28年度は愛宕中学校第2校舎の耐震工事及び大規模改修を予定している。

4 学校施設の営繕工事他

毎年秋に市内幼稚園、小中学校を訪問して修繕・工事要望、管理備品要望の現地確認を行い、予算要求を行っているが、年々修繕を必要とする箇所が増えており対応が追い付かない状況である。

事業実施の遅れは、施設の破損が進むことから結局より多額な修繕費が必要となったりしている。

ここ最近では、雨漏り箇所も増えており早急の対応が必要となっている。学校ですぐ対応できる小さな修繕をより細かく実施するため各校一律5万円増としている。

5 学校教育活動指導員事業 4名

学校教育活動指導員を配置し、少人数指導、習熟度別指導等の支援を行い、個に応じたきめ細かな指導の一層の推進と生徒指導の充実を図る。

6 学校生活支援員事業 37名

障がい等を有し、学校生活への適応が困難な児童（園児）・生徒は年々増加の傾向にある。インクルーシブ教育の構築を目指した学校教育法施行令の改正（H25.9.1施行）が行われ、障がいのある児童生徒の就学については、本人・保護者の意見を最大限尊重することになったことから、学校生活支援員の必要性が一層高まっている。支援の必要な児童生徒が安全で豊かな学校生活を送ることができるよう支援を行う。

平成28年度 学校給食の重点目標と主要施策

八幡浜市学校給食センター

I 学校給食の目標（学校給食法第2条）

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

II 主要施策

1 学校給食の充実

学校給食は児童生徒の成長期に必要な栄養の確保はもとより、集団で同じ食事をすることの楽しさや周りの人への思いやり等を通じて、望ましい食習慣や豊かな人間関係を形成していくなど「食」の指導を通して「生きる力」を育む健康教育の一環として極めて重要な役割を担っている。

また、最近、学校においては児童生徒の体力や運動能力の低下、また、心の健康問題が憂慮されているところだが、これらの背景には朝食欠食率の増加、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取など「食」に起因するものがあると指摘されている。また、平成18年度より栄養教諭制度が施行されるなど、学校給食を通じての「食」に関する指導がますます重要になってきている。

こうした中で学校給食は栄養バランスのとれた食事内容や望ましい食習慣の形成等、生涯を通じた健康づくりの観点から、食事内容などの多様化を図るとともに学校、家庭等の連携のもと、食に関する指導を充実し、学校給食をより豊かで魅力溢れるものとするため、その充実発展に努めていきたい。

2 衛生管理の徹底

学校給食を推進するためには、何よりも衛生管理を徹底し食中毒を一掃する必要がある。平成8年度に多数の有症者を出した0-157での食中毒は減少しているが、サルモネラ菌やノロウイルスなどによる食中毒は依然として発生している。

特に、平成25年度は、全国的にノロウイルスによる食中毒が多発し、県下でも注意報が発令されるなど、本市においても例外ではなくなっている。

このような中、学校給食では安全な給食を提供するために、文部科学省作成の「学校給食衛生管理の基準」等を遵守し、調理施設設備の改善及び調理過程の衛生管理を徹底していきたい。

また、食中毒防止のためには、施設設備の点検整備に加え、そこで従事する職員の衛生管理に対する意識が非常に重要である。そのため、愛媛県給食会が主催する衛生研修会及び各種の研修会へ積極的に参加して、職員の知識習得及び意識改革といったソフト面の充実にも重点をおいて万全を期していきたい。

3 地産地消の推進

学校給食での地場産物の利用は、給食を通して、地域特有の風土の中で培われた食文化や農業等の地域産業を理解、生産者に対する感謝の心を育むこと、自然の恩恵や環境の保全の大切さなどさまざまな教育的意義がある。

また、食育は、生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎をなすべきものであって、児童・生徒が将来にわたって「食を選択する力」を養う食育教育が重要である。給食での地産地消は、食育教育の生きた教材として、より効果的に活用できることから、郷土食や地場産物を使った料理、地域の食生活、地域の産業等について日頃から理解を深め、工夫された魅力ある献立作りに努めたい。

学校給食における地産地消を一層推進するため、平成27年度より八幡浜市学校給食地産地消推進事業（補助事業）を実施している。柑橘類では、西宇和ブランドみかん、紅まどんな、せとか、甘平等を、水産物加工食品などでは、伊予柑真鯛を使用した伊予柑真鯛のオレンジソースかけ、チリソースかけの新メニュー、あまぎの唐揚げ、太刀魚、ハモフライ等の地元産水産物加工品を給食食材として給食に提供してきた。地産地消食材を使用した献立については、給食日よりで紹介し、児童・生徒が地元産食材に対して関心をもっていただき、今後も地産地消を推進し、学校給食の充実を図りたい。

生涯学習重点施策の展開

1 充実した人生を送るための生涯学習の振興

(1) 生涯学習推進体制の確立

生涯学習を円滑に推進するための推進体制を確立し、学習のための諸条件を整備し推進を図る。

- * 生涯学習推進体制検討委員会の設置
- * 生涯学習推進の組織化
- * 学習情報の提供・学習相談の推進
- * 行政・民間関係団体との連携強化
- * 学校開放講座の推進
- * 生涯学習ボランティアの推進

(2) 生涯学習の推進

生涯各期における学習機会を拡充し、豊かな人間性を培うとともに、信頼と連携のきずなを強め、心の通うふるさとづくりに努める。

① 幼児教育

- * 保健行政と連携し、子育てに対する講座の開設

② 少年教育

- * 在学青少年の地域活動への参加促進
- * 子ども会・少年団体指導者の養成
- * 講習会・研修会への参加
- * ボーイスカウトの事業促進

③ 青年教育

- * 青年団体の育成と地域活動への参加促進
- * 指導者の養成と研修会の開催
- * 青年団員の加入促進と拡充
- * 研修会への参加促進

④ 婦人教育

- * 婦人団体の育成と地域活動への参加促進

- * 指導者の計画的養成と確保
- * 婦人会員の加入促進と拡充
- * 婦人学級、家庭教育学級の開設

⑤ 成人教育

- * P T A活動の育成
- * P T A大学の開設
- * 地域ぐるみで取り組む愛護班活動の育成
- * 各種学習会への参加と促進

⑥ 高齢者教育

- * 高齢者の生きがいを高めるための学習の奨励
- * 高齢者教室の開設
- * 福祉行政の連携と社会参加活動の促進

(3) 生涯学習関係職員の研修と資質の向上

社会教育を推進する指導者の研修及び育成を図るとともに社会教育専門職員の養成に努める。

- * 生涯学習関係職員の研修
- * 社会教育指導者の実践活動の推進
- * 社会教育主事研修・養成

(4) 社会教育関係団体の育成

社会教育関係団体の活性化を目指し、組織強化を図り、関係団体等との連携・交流を深め、団体の育成に努める。

- * 指導者の研修及び養成の促進
- * 社会教育関係団体との連絡調整
- * 社会教育団体代表者交流会の開催

2 スポーツの推進

(1) 子どものスポーツ機会の充実

市スポーツ少年団活動の下支えにより、子どものスポーツ機会を充実させ、健全育成に努める。

- * 八幡浜市スポーツ少年団への活動支援
- * ファミリースポーツイベントの開催及び活動支援

* 子ども達の夢を育むための活動

(2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

市体育協会を通じて様々なスポーツ団体の活動を支援することで、子どもからお年寄りまで、幅広い世代のライフステージに応じたスポーツ活動の推進を図っていきます。

- * 八幡浜市体育協会への活動支援
- * 全国大会などへの参加機会と競技力向上のための活動支援
- * スポーツイベントの開催及び活動支援
- * 社会体育施設の改修
- * 地域のスポーツ交流拠点の整備と充実
- * 高齢者や障がい者の介護予防や心身の健康の維持増進のためのトレーニングやスポーツの連携
- * 高齢者や障がい者が安全にスポーツを楽しむことができる環境整備

(3) 住民が主体的に参画するスポーツ環境の整備

多様化するニーズに対応するため、総合型スポーツクラブの育成及び支援やスポーツ推進委員活動の充実を図るなど、住民が主体的に参画するスポーツ環境の整備に努める。

- * 総合型スポーツクラブの育成及び支援
- * スポーツ指導者の育成及び支援
- * 八幡浜市スポーツ推進委員活動の拡充
- * スポーツイベントを主催又は共催する団体等に対する支援

(4) 国体準備事業の推進

- * リハーサル大会の開催
- * 広報啓発活動の実施
- * 先進地視察

3 人権文化の根づくまちづくりをめざし、あらゆる差別、偏見を解消するための人権・同和教育の推進

(1) 地域課題としての人権・同和教育の推進

人権文化の根づくまちづくりを推進するため、人権啓発課とともに、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題解決のための学習に努める。

- * ブロック別人権教育協議会における懇談会事業の実施

- * 各種学級における人権問題学習講座の実施
- * 企業・職域における人権問題学習の推進
- * 人権問題研修、学習活動及び各種大会等への参加
- * 人権問題に関する市民意識調査の活用

(2) 社会教育における人権・同和教育、啓発活動の充実

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を一層深めるため、教育・啓発活動の充実に努める。

- * 「人権尊重作品集」・「人権の輪」の発行
- * 人権・同和教育資料の配布

(3) 人権教育推進市町村事業の実施

- * 人権に関する学習機会の提供
- * 市人権・同和教育研究大会の実施

(4) 福祉会館・集会所における人権・同和問題学習及び諸活動の推進

同和問題をはじめとするあらゆる差別解消への自覚と力量をさらに高めるため、住民の学習実践活動の充実に努める。

- * 子ども会育成事業の実施
- * 講座・研修会の開催

(5) 国際化・情報化・高齢化社会に対応する人権意識の確立

- * テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等情報手段の活用
- * 各種人権教育啓発推進機関等の情報の活用

4 地域ぐるみで取り組む青少年の健全育成

(1) 青少年の健全育成

次代を担う青少年の健全育成を推進するため、明るい対話のある家庭づくりと楽しい魅力のある学校づくりを推進し、青少年をめぐる環境点検と有害環境の浄化に努める。

- * 青少年の非行防止
- * 明るい家庭づくりの推進
- * 有害環境点検浄化活動の推進
- * 相談活動の実施
- * 広報活動の推進

(2) 青少年の補導活動

青少年の非行防止推進のため、地域社会の強力な協力と地域ぐるみの運動に取り組み、関係機関との緊密な連携により、非行青少年の早期発見・早期補導に努める。

- * 青少年補導員の資質の向上
- * 地区補導活動の推進
- * 街頭補導の実施
- * 通報活動の活発化
- * 学校警察連絡協議会の開催
- * いじめの防止

5 楽しむ視聴覚教育の振興

(1) 視聴覚設備・教材の活用

視聴覚設備・視聴覚教材を活用し、学習効果を高め、教育の機会を拡充するとともに、各種学級・講座等の利用拡大に努める。

- * 視聴覚機材・教材の活用（ビデオ機材の活用）
- * 視聴覚機材・教材の利用に関する資料の活用
- * ビデオテープの無料貸出し
- * 子ども映画会・移動子ども映画会の開催

(2) 視聴覚教育指導者の養成

視聴覚教材の効果的利用を図るため、指導者の養成に努める。

- * 視聴覚教育技術講習会の開催

(3) 坂本視聴覚ライブラリーの活用

坂本視聴覚ライブラリー保有機器・教材の有効利用に努める。

6 活力あふれる公民館活動の推進

(1) 中央公民館の充実強化

中央公民館の施設機能や活動の充実に努めるとともに、地区公民館との連絡調整を円滑に行い、適切な指導助言に努める。

- * 市民に親しまれる受付業務
- * 一人一人の学習意欲に応える中央教室の運営

- * 地区公民館の指導育成
- * 市公民館連絡協議会との連携強化

(2) 公民館施設設備の整備

地域住民のふれあいの場としての公民館を、生涯学習の拠点として整備充実に努める。

- * 地区公民館、分館、自治公民館の設備、備品の充実

(3) 公民館活動の充実強化

地域活動の拠点としての公民館活動を推進し、心のふれあう元気なふるさとづくりに努める。

- * 公民館機能の充実
- * 地域住民を主体とした生涯学習の推進
- * 市公民館研究大会の実施
- * 学校週5日制と青少年の健全育成
- * 学社融合の推進強化
- * 生涯学習情報の積極的な提供
- * 職員研修の充実と資質の向上
- * 各種講座や集会の強化

生涯学習基本目標

八幡浜市教育委員会教育基本方針に基づき、生涯学習の観点に立ち、生涯学習推進体制の整備に努め、市民の自発的な学習意欲の高揚と多様化・高度化する学習要求に対応するとともに、生きがいのある人生を築く事業を展開し、健康で活力あふれる、思いやりと心のふれあうふるさとづくりに努める。

平成28年度生涯学習重点施策

- 1 充実した人生を送るための生涯学習の振興
 - (1) 生涯学習推進体制の確立
 - (2) 生涯学習の推進
 - (3) 生涯学習関係職員の研修と資質の向上
 - (4) 社会教育関係団体の育成

- 2 スポーツの推進
 - (1) 子どものスポーツ機会の充実
 - (2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - (3) 住民が主体的に参画するスポーツ環境の整備
 - (4) えひめ国体・えひめ大会開催に向けた事業の推進

- 3 人権文化の根づくまちづくりをめざし、あらゆる差別、偏見を解消するための人権・同和教育の推進
 - (1) 地域課題としての人権・同和教育の推進
 - (2) 社会教育における人権・同和教育、啓発活動の充実
 - (3) 人権教育推進市町村事業の実施
 - (4) 福祉会館・集会所における人権・同和問題学習及び諸活動の推進

- (5) 国際化・情報化・高齢化社会に対応する人権意識の確立
- 4 地域ぐるみで取り組む青少年の健全育成
 - (1) 青少年の健全育成
 - (2) 青少年の補導活動
- 5 楽しむ視聴覚教育の振興
 - (1) 視聴覚設備・教材の活用
 - (2) 視聴覚教育指導者の養成
 - (3) 坂本視聴覚ライブラリーの活用
- 6 活力あふれる公民館活動の推進
 - (1) 中央公民館の充実強化
 - (2) 公民館施設の整備
 - (3) 公民館活動の充実強化

平成28年度 文化振興基本方針

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎ、生きる喜びをもたらし、人々を豊かにし、創造性を育むものである。また、郷土の豊かな自然や昔から親しまれている祭りや行事、歴史的な建物、地域に根ざした文化活動などは郷土への愛着を深め、市民のよりどころとなっている。

市民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で文化は不可欠なものであり、文化芸術事業の振興や市民の文化活動の支援・交流促進を図るとともに、郷土の先駆者の顕彰事業などを行い、文化財の保存と積極的な活用に努め、個性豊かな地域文化を創造して、潤いと文化の薫りあふれる魅力あるまちづくりを推進する。

文化振興重点施策

1 文化振興業務

文化芸術事業・偉業を成し遂げた郷土の先駆者の顕彰事業を実施し、市民の地域文化活動を支援するとともに文化財の保存及び活用に努め、郷土愛の醸成ならびに個性豊かな地域文化を創造する。

(1) 芸術文化の振興

優れた文化芸術事業を開催するとともに市民の日常の学習や文化活動を支援し、地域文化を育む文化団体や文化ボランティアの育成及び連携を図る。

(2) 郷土の先駆者の顕彰

郷土の先駆者を顕彰する企画展を実施することによって、市民並びにこの地域の人々が、努力を重ねた先人たちの偉業とそれを輩出する地域的風土を再認識するとともに、この地域に住むことへの誇りと郷土愛を醸成する。

(3) 文化財の保存及び積極的な活用

身近にある歴史的な文化財を保存し、伝統的な行事を継承するとともに文化財の積極的な活用に努め、地域の特色ある文化活動の推進を図る。

(4) 文化拠点の整備及び充実

文化振興の拠点施設としての図書館、市民会館及び文化会館の施設、備品及び機能の充実を図る。

(5) 子どもたちが学校や文化施設等において舞台芸術、伝統文化、映画等の文化芸術に触れ、参加し、体験できる機会の充実を図る。

2 図書館業務

市民の身近にある文化施設として図書及び機能の充実に努めるとともに読書活動を推進し、地域文化の拠点としての図書館づくりを推進する。

(1) 図書館資料の整備及び充実

専門図書や児童図書など蔵書を充実するとともに八幡浜市に縁のある郷土資料などの収集と整備を図る

(2) サービス業務の充実

インターネットを利用した予約やリクエストに対して迅速な対応を行い、レファレンスサービス（情報要求対応）を強化するとともに弱者にやさしいサービスの充実に努める。

(3) 読書活動の推進及び読書団体等の育成

読書週間の周知を図り、ブックスタート事業などの実施により読書活動を推進するとともに読み聞かせボランティアグループや読書団体の育成を図る。

3 文化会館業務

優れた文化芸術事業を開催するとともに市民の文化活動の場を提供し、地域文化活動を支える人材の育成を図る。

(1) 文化芸術事業の開催

コンサート、古典芸能、演劇など優れた文化芸術事業を積極的に開催する。

(2) ロビー展、カルチャー教室等の開催

市民の日常の学習や文化活動の機会を提供するロビー展・カルチャー教室等を開催する。

(3) 文化活動を支える人材及びボランティアの育成協力

市民が文化芸術事業に参画する企画プロデュース事業を実施するとともに文化活動を支える文化会館友の会などボランティア団体の育成及び連携を図る。

4 市民会館業務

昭和46年5月開館、築後45年を経過している市民会館は、施設の老朽化、それに伴う安全上の問題、文化会館（ゆめみかん）と重複する等の理由から、今後の在り方について、市民会館運営審議会において議論を重ねた結果、審議会より廃止はやむを得ないと答申を受け、28年度末をもって施設を廃止することとした。市民会館跡地の利用等については、市民、関係団体、有識者からなる市民会館跡地検討委員会を設置し検討する。